

**消費生活情報**  
**かわらばん** 2号



## 海老名市消費生活センター

海老名市勝瀬 175 番地の 1 海老名市役所 2 階

☎ 046-292-1000

受付時間 9:00~16:30 (月~金)

対象：海老名市在住・在勤の方

消費生活全般にわたるサービスや商品などの契約トラブル、  
多重債務（借金）などの相談を受けています！！  
ぜひご利用ください。



# 5月は消費者月間です



## ともに築こう豊かな消費社会

～誰一人取り残さない～



**重要**

このハガキは無視してください！！

## 送り付けられた架空請求ハガキ(例)

消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ  
訴訟管理番号 (□) 〇〇〇

この度、貴方の利用されておりました契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事を改めてご通知致しますとともに、訴訟取り下げ最終期日を経て裁判を開始させていただきます。

また、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理されまして裁判所の許可を受けて執行官立会いのもと、現預金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えを強制的に執行させていただきます。

尚、訴訟取り下げなどのご相談につきましては当局にて承っておりますので、下記までお問い合わせ下さい。

この度は、民事訴訟に関するご通達となりまして、個人情報の保護や守秘義務などが御座いますので、ご本人様からご連絡頂きます様お願い致します。

訴訟取り下げ最終期日 平成30年 2月21日

取り下げ等のお問い合わせ相談窓口

03-6365-XXXXXXXXXX

受付営業時間 (日、祝日は除く)

平日 9:00~20:00 / 土曜日 11:00~17:00

法務省管轄支局 国民訴訟お客様管理センター  
〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地10号

「訴訟最終告知」といった訴訟に関する書類がハガキで送られてくることはありません。

どのような契約であるかが文面からは読み取れません。

「連絡がないと相手方の主張が認められる」「差し押さえになる」などとして不安をおおひ、電話をかけさせようとしています！

取り下げの最終期日をハガキ到着後2、3日以内とすることで、消費者の不安をおおひます！

公的機関のような名称が用いられていますが、実在しません！法務省の郵便番号を使うことで信用させようとしています。

困ったときは、一人で悩まず 海老名市 消費生活相談窓口にご相談しましょう

**相談は、海老名市消費生活センターへ！**

**電話292-1000**

